令和３年１月７日

保護者様

練馬区立大泉中学校
校長　惣　田　修　一

屋内における衣類による防寒について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、これまで感染リスクを可能な限り低減させながら教育活動を行ってまいりましたが、現在実施している室内換気については、非常に寒い中での実施のため、防寒対策の必要性が出てまいりました。

つきましては、標題の件について、下記のとおり臨時的な措置をとらせていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

１　臨時的措置について

(1) 登下校時に使用できるコートを、校舎内でも着用できることとします。

※正装に相応しい色、形の物（ジャンパー類、ダウンコート、ベンチコート不可）をご使用ください。

※授業時等も着用できますが、例えば給食当番時などコート着用での実施が困難な場面については、着用できない場合がありますのでご了承ください。

(2) 登校時に使用できるマフラー、ネックウォーマーを、校舎内でも着用できることとします。

※派手でないものをご使用ください。

(3) ひざ掛けの使用ができます。

※普通教室、特別教室のみの使用とします。

※下半身および下腹部の防寒を目的とし、肩から掛けたり、頭から被ったりすることはできません。

２　備考

寒さが厳しいとされる期間限定（１、２月）の臨時的な措置とします。

なお、３月以降、気候によっては期間延長をする場合があります。その際は、改めてご連絡します。

問合わせ
生活指導主任
村山　厚二
☎3924-0771